

発委第9号 説明資料

幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町議会委員会条例 (昭和62年3月25日 条例第12号) 第1条～第21条 略 (意見を述べようとする者の申出) 第22条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。 第23条～第25条 略 (代理人又は文書による意見の陳述) 第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 第26条の2 略 (記録) 第27条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載し	○幕別町議会委員会条例 (昭和62年3月25日 条例第12号) 第1条～第21条 略 (意見を述べようとする者の申出) 第22条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。 <u>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条（代理人又は文書等による意見の陳述）において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u> 第23条～第25条 略 (代理人又は文書等による意見の陳述) 第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 第26条の2 略 (記録) 第27条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載し

現 行 条 例	改 正 条 例
た記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。 2 略	た記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。 2 略 3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u>
第28条 略	第28条 略